特別支援学校中学部知的障害者用

国語		国語	
2	東書	国　語 C-711　国語　☆☆☆☆	677
数学		数学	
17	教出	数　学 C-711　数学　☆☆☆☆	1,432
音楽		音楽	
2	東書	音　楽 C-711　音楽　☆☆☆☆	752

㈱　上記の教科書の発行者は、次のとおりである。

発行者の番号・略称	発行者	住所
2	東書	東京書籍株式会社	東京都北区堀船２の17の１
4	大日本	大日本図書株式会社	東京都文京区大塚３の11の６
6	教図	教育図書株式会社	東京都千代田区神田小川町３の３の２
7	実教	実教出版株式会社	東京都千代田区五番町５
9	開隆堂	開隆堂出版株式会社	東京都文京区向丘１の13の１
11	学図	学校図書株式会社	東京都北区東十条３の10の36
15	三省堂	株式会社三省堂	東京都千代田区三崎町２の22の14
17	教出	教育出版株式会社	東京都千代田区神田神保町２の10
19	開拓	株式会社開拓社	東京都文京区向丘１の５の２
26	信教	一般社団法人信州教育出版社	長野県長野市旭町1098
27	教芸	株式会社教育芸術社	東京都豊島区長崎１の12の15
35	清水	株式会社清水書院	東京都千代田区飯田橋３の11の６
38	光村	光村図書出版株式会社	東京都品川区上大崎２の19の９
46	帝国	株式会社帝国書院	東京都千代田区神田神保町３の29
50	大修館	株式会社大修館書店	東京都文京区湯島２の１の１
61	啓林館	株式会社新興出版社啓林館	大阪府大阪市天王寺区大道４の３の25
81	山川	株式会社山川出版社	東京都千代田区内神田１の13の13
89	友社	株式会社音楽之友社	東京都新宿区神楽坂６の30
104	数研	数研出版株式会社	東京都千代田区神田小川町２の３の３
109	文英堂	株式会社文英堂	京都府京都市南区上鳥羽大物町28
111	池田	有限会社池田書店	東京都豊島区上池袋１の８の２
116	日文	日本文教出版株式会社	大阪府大阪市住吉区南住吉４の７の５
117	明治	株式会社明治書院	東京都新宿区大久保１の１の７
130	二宮	株式会社二宮書店	東京都目黒区中目黒５の26の10
142	右文	株式会社右文書院	東京都千代田区神田駿河台１の５の６
143	筑摩	株式会社筑摩書房	東京都台東区蔵前２の５の３
144	暁	暁出版株式会社	東京都千代田区神田神保町２の20
154	オーム	株式会社オーム社	東京都千代田区神田錦町３の１
172	旺文社	株式会社旺文社	東京都新宿区横寺町55
174	コロナ	株式会社コロナ社	東京都文京区千石４の46の10
177	増進堂	株式会社増進堂	大阪府大阪市西区新町２の19の15
178	農文協	一般社団法人農山漁村文化協会	東京都港区赤坂７の６の１
179	電機大	学校法人東京電機大学	東京都千代田区内神田１の14の８
181	東点	社会福祉法人東京点字出版所	東京都三鷹市下連雀３の32の10
182	ライト	社会福祉法人日本ライトハウス	大阪府大阪市鶴見区今津中２の４の37
183	第一	株式会社第一学習社	広島県広島市西区横川新町７の14
190	東法	東京法令出版株式会社	長野県長野市南千歳町1005
195	日栄社	株式会社日栄社	東京都江東区亀戸８の25の12
196	ヘレン	社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会	東京都新宿区大久保３の14の20
201	海文堂	海文堂出版株式会社	東京都文京区水道２の５の４
205	三友	三友社出版株式会社	東京都文京区音羽１の９の１
207	文教社	株式会社文教社	香川県高松市本町６の22
208	光文	株式会社光文書院	東京都千代田区五番町14
211	知出	知研出版株式会社	京都府京都市上京区小川通丸太町上ル上鍛治町340
212	桐原	株式会社桐原書店	東京都新宿区西新宿４の15の３
216	支援センター	社会福祉法人視覚障害者支援総合センター	東京都杉並区上荻２の37の10
217	日点	社会福祉法人日本点字図書館	東京都新宿区高田馬場１の23の４
218	京書	株式会社京都書房	京都府京都市伏見区深草フチ町５
219	中規	中央法規出版株式会社	東京都渋谷区代々木２の27の４
220	スクリ	株式会社フォーインスクリーンプレイ事業部	愛知県名古屋市千種区桜が丘292
221	明成社	株式会社明成社	東京都世田谷区池尻３の21の29
224	学研	株式会社学研教育みらい	東京都品川区西五反田２の11の８
225	自由社	株式会社自由社	東京都文京区水道２の６の３
226	チアーズ	有限会社CHEERS	宮城県仙台市青葉区春日町３の８
227	育鵬社	株式会社育鵬社	東京都港区海岸１の15の１
228	二ㇳ	二ㇳ明	大阪府大阪市港区弁天２の13の20の1308

○厚生労働省告示第六十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十七号）の施行に伴い、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用する。

平成二十六年三月七日

厚生労働大臣　田村　憲久

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針

目次

前文
第一　精神病床の機能分化に関する事項
一　基本的な方向性
二　入院医療から地域生活への移行の推進
三　急性期の精神障害者に対して医療を提供するための体制の確保等
四　入院期間が一年未満の精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保
五　重度かつ慢性の症状を有する精神障害者に対して医療を提供するための体制の確保